

## <日本からベトナムへの越境 EC 法制②>

2021 年 10 月 14 日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

[前号](#)に引き続き、以下において日本からベトナムへの越境 EC 法制についてご紹介いたします。

### 目次

- 1 ベトナムにおける越境 EC の法的位置づけ
- 2 ECPF サービスに関する投資条件  
(以上、前号)
- 3 商工省への登録
- 4 プラットフォームに関するその他の条件  
(以上、本号)
- 5 日本の販売者に課せられる条件と商品損害賠償責任
- 6 代金の支払い方法
- 7 E-ロジスティック輸入税

### 3 商工省への登録

ECPF サービスを提供する事業者は、ECPF サービスの開始前に、サービスに使用する ECPF を商工省へ登録する必要があります（政令 52 号 54 条 4 項）。登録の際、ECPF サービスにおいて使用する EC 契約のひな形、ECPF 運営規則およびビジネスプランを作成し、当局へ提出する必要があります。以下それぞれについて概要を紹介します。

なお、ここで想定しているビジネスモデルは、取引契約が売主と買主間で直接締結される形式（純粋に ECPF のみを提供する形式）ではなく、売主⇄ECPF サービスを提供する事業者⇄買主という形で、取引契約が締結されるビジネスモデルです。純粋に ECPF のみを提供するビジネスモデルについては、別途の法規制がございます点ご注意ください。

#### （1）EC 契約ひな形の作成

ECPF において使用される、日本の販売者と ECPF サービス事業者との間の取引契約およびベトナムでの購入者と ECPF サービス事業者との間の取引契約のひな形を作成し、産業貿易省に登

録する必要があります（電子商取引サイトの管理に関する通達 No.47/2014/TT-BCT（以下「通達 47 号」といいます）第 5 条 14 項）。

### （2）ECPF 運営規則の作成

ECPF サービスを提供する事業者は、主に以下の内容を含む運営規則を作成し、ECPF 上に表示する必要があります（政令 52 号第 38 条および通達 47 号第 14 条 4 項）。

#### 政令 52 号第 38 条 ECPF の運営に関する規定

1. ECPF の運営規則は、ウェブサイトのトップページに表示しなければならない。
2. ECPF の運営規則は、以下の内容を含まなければならない。
  - a/ ECPF サービスを提供する事業者の権利および義務
  - b/ ECPF サービス利用者の権利および義務
  - c/ ECPF で行われる可能性のある取引の種類ごとに、取引プロセスを説明すること
  - d/ ECPF サービスを提供する事業者が ECPF 上で法律違反行為を発見した場合、運営・対応能力についてレビューすること
  - dd/ ECPF 上の取引における当事者の権利と義務
  - e/ ECPF 上の取引における ECPF サービスを提供する事業者の責任制限
  - g/ ECPF 上の情報の安全性と管理に関する規定
  - h/ ECPF 上の取引に関連する当事者間の苦情および紛争を解決方法
  - i/ 政令 52 号第 69 条に定める ECPF サービス利用者の個人情報保護に関する取り扱い規則
  - k/ ECPF 上の消費者の利益を侵害する行為への対応措置
- l/ ECPF の運営規則違反行為への対応方針
3. 前項に定めるいずれかの内容に変更があった場合、当該変更の適用の 5 日前までに、ECPF サービスを提供する事業者は、ECPF サービスのすべての利用者に対して、その旨の通知を行う

### （3）ビジネスプランの作成

ECPF サービスを提供する事業者は、ECPF について(i) サービスの提供、オンライン・オフラインでのプロモーションおよびマーケティングを含む運営組織モデルおよび(ii) EC サービスを提供する事業者およびサービス利用者の権利と責任について規定するビジネスプランを作成し、産業貿易省に登録する必要があります（政令 52 号第 54 条 3 項および通達 47 号第 14 条）。

以上のとおり、EC 契約ひな形、ECPF 運営規則、およびビジネスプランの作成に関して法令にしたがったフォーマットで作成した申請書を ECPF サービスを提供する事業者が産業貿易省に対して提出した場合、産業貿易省は当該 ECPF サービスについて、オンラインプラットフォーム登録証明書を付与します。ECPF サービスを提供する事業者は、付与されたオンラインプラットフォーム登録証明証を ECPF のトップページに表示しなければなりません。

#### 4 プラットフォームに関するその他の条件

##### (1) ユーザーの個人情報保護

ECPF サービスを提供する事業者は、以下の内容を含む消費者の個人情報保護に関する取り扱い規則（以下「プライバシーポリシー」といいます）を作成する必要があります（政令 52 号第 69 条）。プライバシーポリシーは、ECPF 上に表示する必要があります。

(i) 情報取得の目的

(ii) 情報利用の範囲

(iii) 情報保持期間

(iv) 情報へのアクセス権者の範囲

(v) 自己の情報取得および利用に関する問い合わせ方法、情報取得者・管理者の住所

(vi) 情報保有者がオンラインで自己の情報にアクセスし、情報を修正する方法およびそのためのツールの提供

また、ECPF サービスを提供する事業者は、ECPF 上のオンライン機能、電子メール、メッセージその他の両者が合意した方法で個人情報を取得し、利用する前に、消費者の事前の同意を得たうえで、合意した目的の範囲で情報を利用しなければなりません（政令 52 号第 69 条）。

##### (2) ECPF における取引が制限される商品および提供が禁止されるサービス

ECPF においては、取引が制限される商品および提供が禁止されるサービスが定められているため（通達 47 号第 30 条）、そういった商品・サービスが ECPF 上に取引されていないかを確認する必要があります。なお、取引が制限される商品の例は、以下のとおりです。

(i) 銃・弾丸、武器、戦闘用装備

(ii) タバコ、葉巻

(iii) アルコール飲料

(iv) 希少な野生動物種

##### (3) サイバースペースにおける児童<sup>1</sup>保護

「ASEAN におけるあらゆる形態のオンライン搾取・虐待からの子どもの保護に関する声明」に基づき、2019 年より、ベトナムはサイバースペースにおける児童保護の取り組みを推進しています。このほか、サイバースペースにおける児童保護に関する規程がサイバーセキュリティ法 No.24/2018/QH14 第 29 条にも規定されており、サイバースペース全般、特に ECPF サービスを提供する事業者は、そのシステムやサービス上の情報が児童に有害でなく、児童の権利を侵害していないことを確認し、児童に有害な情報や児童の権利を侵害している情報・コンテンツをブロック・削除する責任があります。

例えば、ECPF サービスを提供する事業者および日本の販売者は、ECPF 上に卑猥な画像・動画や、暴力的な画像・動画を表示したり、それらを使用したりすることが禁止されています。

---

<sup>1</sup> 児童とは、16 歳未満のものをいいます（児童法 No.102/2016/QH13 第 1 条）。

#### (4) ECPF サービスを提供する事業者のサービス利用者に対する責任

ECPF サービスを提供する事業者がサービス利用者、つまり日本の販売者とベトナムの購入者に対して負う基本的な責任は以下のとおりです（政令第 52 号第 4 条）。

(i) ECPF における取引が制限される商品および提供が禁止されるサービスが取引されることを防止し、ECPF 上から排除すること

(ii) 偽造品、違法に輸入された商品、知的財産権その他法令に違反している商品の情報を発見した場合、またはそのような情報に関する真正な報告を受けた場合、ECPF 上から排除すること

(iii) ECPF サービスを利用する販売者が、当該商品・サービスに関して必要な許認可を取得していることを証する書面の提出を求める。ただし、本条件が日本の販売者にも適用されるかは、法的根拠が無く、不明確です。この点についても、現在進められている越境電子商取引に関するルール策定によって明確化されることを期待するほかありません。

なお、ECPF サービスを提供する事業者は、ECPF 上に日本の販売者が掲載した商品またはサービスに関する情報および日本の販売者によるベトナムの購入者に対する違反行為についての責任を負いません（政令 52 号第 37 条 2 項）。

(③へ続く)

#### 〈注記〉

本資料に関し、以下の点をご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

## <著者紹介>



### 松谷 亮

One Asia Lawyers ベトナム事務所代表

日系大手の IT 企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計 6 年間勤務後、2019 年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉及び紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のある IT・製造業の法務案件を専門とする。

日系企業の統括拠点（日本・シンガポールなど）と連携し、現地法人の事情を統括拠点へと適切に伝え、統括拠点と現地法人との橋渡し・調整を行うことについても得意としており、スピード感をもって企業が適切にリスク判断することができるよう、社内の意思決定プロセスも考慮したうえで、分かりやすく丁寧な法的助言を行うよう心掛けている。



### Vo Thi Huong

One Asia Lawyers ベトナムオフィス

国内法律事務所、日系大手商社、星系大手 EC 企業にて勤務した後、2021 年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。M&A、貿易、IT 事業、債権回収、労務、知的財産紛争、ベトナム当局との協議・連携など多種にわたる業務の経験を有しており、特に貿易、EC 事業に関する専門性を有している。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[ryo.matsutani@oneasia.legal](mailto:ryo.matsutani@oneasia.legal)